

平成22年度
金融広報特集号

かいじ号



山梨県金融広報委員会をご活用ください!

山梨県金融広報委員会は、山梨県、財務省関東財務局甲府財務事務所、日本銀行甲府支店を中心に、山梨県教育委員会、金融機関、報道機関、経営者団体、婦人団体、労働団体などの代表者によって構成されている団体で、中立・公正な立場から、暮らしに身近な「金融経済情報の提供」や「金融経済学習の支援」を無料で行っています。各都道府県ごとに委員会が組織され、全国規模で活動を展開しています。

皆様のお手伝いをする 金融広報アドバイザー を紹介します!

●金融広報アドバイザーとは、

暮らしに身近な金融経済等に関する勉強会の講師をつとめたり、生活設計や金銭教育の指導等を行う、金融広報活動の第一線指導者です。それぞれ専門分野があり、金融広報委員会では依頼内容に応じて、金融広報アドバイザーを派遣しています。委員会の活動には、欠かせない存在です。

うちだ まゆみ (H3.3.1~)

現：消費生活コンサルタント
日本司法支援センター窓口対応専門職員

<主な講演テーマ>

- クレジットについて
- 金融トラブルについて



やまだ いちろう
山田 一郎 (H16.10.1~)

元：山梨県FPセンター理事長、日本住宅性能評価機構理事長
現：CFP、1級FP技能士、1級建築士

<主な講演テーマ>

- 生活を考える～生活設計と総収入・総支出
- 老後に備える～年金、介護、成年後見、相続～



みつだ まさあき
満田 正明 (H14.5.1~)

現：日本FP協会山梨支部会員、AFP、
2級FP技能士、宅地建物取引主任者

<主な講演テーマ>

- どこに預ける?金融機関の選び方、どんな運用があるの?
- 生活設計の必要性



ひぐち かつひこ
樋口 勝彦 (H17.4.1~)

元：高等学校教員

<主な講演テーマ>

- 賢い消費者となるために
- 学校における金融教育～経済・金融の仕組み～



さとう えつこ
佐藤 悦子 (H14.9.1~)

元：小学校教諭

<主な講演テーマ>

- 生活設計の必要性
- 夢のある生活のために～ライフプラン表を作ろう!



しんかい さだつぐ
新海 貞次 (H19.4.1~)

元：中学校校長

<主な講演テーマ>

- 金銭教育について
- 生活設計



山梨県金融広報委員会までお問い合わせください

- ①各地域・グループ等で開催される金融経済・生活設計・金融(金銭)教育などをテーマとした学習会・講習会の講師として、無料で金融広報アドバイザーを派遣しています。
- ②来年度から活動していただく金融学習グループを募集しています。
- ③各種講演会、講座、セミナーなどを各地で開催します。

知るぽると 山梨

山梨県金融広報委員会事務局 〒400-0032 甲府市中央1-11-31 (日本銀行甲府支店内)
TEL 055-227-2419 FAX055-220-1073
<http://www3.boj.or.jp/kofu/kinkoui/kinyamanashi.htm>



多重債務に陥らないために



多重債務問題が深刻化しています

多重債務とは、すでにある債務(借り入れ)の返済のために、他の金融業者から新たに借り入れをすることなどにより、雪だるま式に借金が増え続け、返済困難に陥っている状態のことです。

多重債務に陥らないために気をつけること

- 1 生活設計を立てる。
- 2 クレジットカードも管理できる枚数にする。手軽さから安易に利用しないように。
- 3 買いたいものは、今、必要なものですか？
- 4 いよいよ困ったときには、公的貸付制度が利用できないか調べてみる。
- 5 返済できる計画が立たないお金は借りない。
(金利、手数料、毎回の支払額、支払総額を必ずチェック!!リボルビング払いもきちんと計算!)
- 6 限度額までだからと、安易にキャッシングをしない。
- 7 安易に借金の保証人を引き受けない。

返済のための借金をしてはいけません!

多重債務は、限られた人だけの問題ではありません。浪費以外にも、生活費の補填や事業資金の資金繰りなどのちょっとしたきっかけから多重債務に陥ってしまいます。

「収入の中で返済できない」「度重なる取り立てに困っている」などは、身近な相談窓口へ早めに相談しましょう。紹介屋、買取屋、整理屋などの甘い宣伝文句にはだまされないようにしましょう。



相談窓口

山梨県県民生活センターに寄せられた相談



- ◆平成21年度中に寄せられた相談の件数5,760件のうち、多重債務の相談件数は、501件で全体の8.7%を占めています。
- ◆相談者は60代が最も多く、全体の26.1%を占めていますが、各年代からの相談が寄せられています。
- ◆債務額では、500万円以上が最も多く、全体の22.8%となっています。
- ◆借金のきっかけは、「低収入・収入の減少」が最も多く、全体の43.1%となっています。

相談事例

- 給料が減額され、昨年から夫婦で借金をしている。サラ金5~6社から借りているが、返済が困難。(50代男性)
- サラ金やカードローンなど6社から借入を繰り返している。そのうちの2社からは今日明日中の返済を要求されて困っている。どうしたらよいか。(40代女性)
- 妻が連帯保証人になったのがきっかけで、4社から借入をしているが残金が減らず生活が苦しい。(70代男性)
- 15年ほど前から生活費や遊興費のために消費者金融から借りたり返したりを繰り返してきた。現在4社で残債が200万円ほどあるが、無職のため、年金から10万円ほど返済に充てている。債務整理をしたい。(50代男性)

もしも、多重債務に陥ってしまったら

解決法 ～債務整理の具体的な方法は4つあります～

任意整理

裁判所を通さず、弁護士や司法書士に依頼して、利息制限法に基づいて債務整理を行います。

特定調停

簡易裁判所に特定調停の申立てをして、調停委員のあっせんにより利息制限法に基づいて債務整理を行います。

個人再生

地方裁判所に個人再生の申立てをして認可された再生計画案に基づき、計画案どおり弁済すれば元本の一部が免除されます。

自己破産

地方裁判所に自己破産申立てをして裁判所の審理によって破産宣告を受けます。それを受け免責の申立てをして決定を受ければ、債務を免除されます。

相談窓口 ～身近な相談窓口や専門の相談機関が丁寧に対応します～

相談内容	相談機関	電話番号
多重債務(債務整理等)に関する相談	山梨県弁護士会	055-235-7202
多重債務(債務整理等)に関する相談	山梨県司法書士会総合相談センター	055-253-2376
多重債務相談	関東財務局甲府財務事務所 多重債務相談窓口	055-253-2261
法律相談(民事法律扶助制度)	日本司法支援センター 山梨地方事務所(法テラス山梨)	050-3383-5411
悪質な取り立て行為に関する相談 ヤミ金に関する相談、身の危険を感じた場合	山梨県警察総合相談室 各警察署	055-233-9110
財務局長登録業者の苦情等 財務局長登録に関する問い合わせ	関東財務局甲府財務事務所	055-253-2261
山梨県知事登録業者の苦情等 山梨県知事登録に関する問い合わせ	山梨県商工労働部商業振興金融課	055-223-1538
多重債務相談	山梨県県民生活センター	055-223-1366 055-235-8455
	山梨県県民生活センター地方相談室	0554-45-5038

*山梨県弁護士会、山梨県司法書士会及び山梨県県民生活センター、その他各相談窓口において、**無料法律相談**を開催しています。いずれも予約制なので、事前に各相談機関へご連絡ください。

貸金業法が大きく変わりました!

改正貸金業法が、平成22年6月18日完全施行され、借入れのルールが大きく変わりました。

※「貸金業法」とは消費者金融などの貸金業者や、貸金業者からの借り入れについて定める法律のことです。

① 総量規制

- 年収の3分の1を超える額の新規借り入れができなくなりました。
- 借入れの際に「年収を証明する書類」が基本的に必要になります。(源泉徴収票、確定申告書など)

② 上限金利の引き下げ

- 法律上の上限金利が29.2%から、借入金額に応じて15%～20%に引き下げられました。
- ★法律の詳細内容は、金融庁ウェブサイトをご覧ください。<http://www.fsa.go.jp/>

多重債務 無料法律相談会を開催!!

借金の返済にお困りの方、ひとりで悩まないでください。
早めの相談が解決の一步です!



平日相談に訪れることができない県民の、多重債務や契約トラブルへの相談対応のため、弁護士による休日の相談会を開催します。

なお、相談員による電話相談も行っています。お気軽にご相談下さい。

- 開催日** 平成23年1月15日(土)
平成23年2月19日(土)
平成23年3月19日(土)
- 相談時間** 午前9:00~12:00 午後1:00~4:00
- 受付内容** 無料弁護士相談(1件30分・電話による予約制)
相談員による電話相談 電話番号055(235)8455
- 会場** 県民生活センター 甲府市飯田1-1-20 山梨県JA会館5階

☑予約受付電話番号(山梨県県民生活センター)

055-223-1366 055-235-8455

☑上手な相談方法

相談をスムーズに進めるため、次のような資料を用意してください。

- 債務一覧表(業者名と連絡先、借入年月日と元本額、借入残額、保証人、担保の有無等)
- 借入に関する資料(契約書、振込控、預貯金通帳、利用明細書など)
- 収入に関する資料(給与明細、源泉徴収票など)



金融学習グループを募集します!

金融・経済について自ら学びたい方への支援として、金融グループ制度を設けています。
気の合った仲間同士で活動を始めることが可能です。下記事務局までご相談下さい

- 学習期間** 原則1年間(活動実績に応じて3年間まで延長することができます)
- グループの構成** 学習意欲がある方で、原則として15名以上
- 学習内容** 金融経済、生活設計、金融教育に関するテーマ
金融の仕組み、お金の働き、消費者トラブル防止策、生活設計の必要性、年金・保険の仕組み、子どもたちのお小遣いについてなど
- 支援内容** ■学習会へ講師を無料で派遣するほか、学習カリキュラムの作成や学習の進め方などのお手伝いをします。
■活動経費を一部支援します。
■金融に関する資料を提供します。
- 申込先・お問合せ** 山梨県金融広報委員会事務局
〒400-0032 甲府市中央1-11-31(日本銀行甲府支店内)
TEL 055-227-2419 FAX055-220-1073